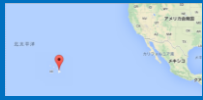




# Captive Domicile比較

2023/8/16現在

	ハワイ (アメリカ)	ミクロネシア諸島	シンガポール	バミューダ (英国)	ラブアン (マレーシア)
ロケーション					
最低資本金	クラス1 USD100,000	クラス1 USD100,000	ビュアキャプティブ: SDG400,000	クラス1 USD120,000	ビュアキャプティブ: MYR300,000 PCCセル: 最低資本金要件なし
ソルベンシーマージン基準	ガイドラインは存在せず、キャプティブの事業計画に基づく	総資産から総負債を引いた差引残高が最低限; (1) \$ 100,000または (2) 正味保険料収入の20%または (3) 未経過危険準備金と支払準備金の合計の5%	オフショアの損保生保については、資産が負債を下回ってはならない。オンショアの損保生保については、資産のうち負債を超える剰余金が以下のうち額が一番大きいものを下回ってはならない。 SDG400,000 前年の純保険料の20% 前年の保険金支払負債	以下のうち額の大きいもの a) 資本金 \$ 120,000 + 剰余金 b) 正味保険料の20% (\$ 600万まで) または \$ 600万を超える場合は正味保険料の10% c) 支払準備金の10%	ビュアキャプティブ: 負債を上回る資産である 剰余金が最低限; (1) MYR300,000 (2) 前年の正味保険料収入の10%または (3) 前年の支払準備金の10% PCCセル: セルの負債を上回る資産である 剰余金が最低限; (1) 前年の正味保険料収入の10%または (2) 前年の支払準備金の10%
キャプティブ設立費算費用*1	設立: \$ 5,125から\$ 10,125 (審査費用含む) 申請/登録料 \$ 1,300	設立: \$ 4,000から\$ 12,000(審査費用含む) 申請/登録料 \$ 500 ビュアキャプティブ: 最低 \$ 21,000	設立: 最低SDG7,000 (キャプティブマネージャーを含まないが、弁護士費用および監査費用を含む) 申請/登録料SDG3,000	設立: 最低 \$ 11,570 (弁護士費用および政府手数料を含む) 申請/登録料\$971	設立: \$ 2,800から\$ 4,000 (審査費用含む) 申請/登録料 \$ 6,000
設立にかかる期間	提出された申請書を事務官が再検討するのに30日	事務官による審査に45日	3-4ヶ月	2ヶ月	3ヶ月
法人税	ハワイでは、キャプティブの保険料にのみ税が課される。保険料の税率は \$ 2500万までは0.25%、\$ 2500万超~ \$ 5000万までは0.15%、\$ 5000万超~ \$ 2億5000万までは0.05%、\$ 2億5000万を超えたら税徴収なし。再保険料は課税対象外。最低保険料税なし	一律21% (日本の外国子会社合算税制のトリガー税率は20%であるので、21%は合算課税免除の最低レベルである) OECD指針により見直しの対象となっている。	17%、キャプティブは10%の税率も申請できるが、シンガポール金融管理局の承認を得なければならない。	0%	Labuan Business Activity Tax Act に定められた実体性要件を遵守すれば3%、それ以外は24%
PCC法制の有無	あり	複合会社キャプティブ (Multiple Corporate Captive, MCC) がクラス3としてキャプティブ保険会社法に定義されている。	別名で存在はするが、キャプティブ保険ビジネスはできない。	あり	あり
PCCを利用した設立費用および年間費用の節減	2018年ハワイキャプティブセミナーによると、年間費用は概ね \$ 74,000から \$ 126,000である	MCCのメンバーキャプティブはミクロネシア連邦法人税21%を払うため、日本での合算課税制度からは免除されることが可能。	PCCはシンガポールでは設立できない	情報なし	ビュアキャプティブに求められる実体性要件遵守にかかる運営経費を鑑みると最大70%の節減となる。
日本との時差	-19時間	+2時間	-8時間	-12時間	-1時間
日本の企業との適合性について	日本からの観光客はハワイの主な観光収入資源であるゆえに、言語の壁は少なく、多くのキャプティブ関連サービス供給者は日本語に堪能である。	21%の税率は日本の外国子会社合算税制適用を免除されるための最低税率である。税金は日本内で支払い可能なため、為替リスクがない。	卓越したインフラと多数の日本の銀行の存在を誇る。役務提供者は経験豊富でキャプティブ特有の問題にも精通している。しかしながら、コストは高い傾向にあり、大企業にしか設立できない。	日本企業の米国法人が設立するケースが多い。	日本との時差が少なく、同じアジアの香港やシンガポールに比べて人件費が安い。また、法制度が整っている上に、総合的な金融サービスも提供している。アジアで唯一、保護セルキャプティブの設立・運営が可能。

上記は2023年8月時点の情報です。今後変更の可能性があるため詳細につきましては法律・税務の専門家等にご相談ください。

\*1 プランにより増加する可能性があります。また、保険会社へのフロンティングフィーは含まれておりません。

\*2 オフィス賃料 (現地オフィス) ・人件費 (現地スタッフ) の費用は含まれていないため、プランにより増加する可能性があります。

また、保険会社へのフロンティングフィーも含まれておりません。